

議案第 2 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和8年7月23日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

- (1) 沖縄県立真和志高等学校においては、地域との連携や体験的な学習活動を取り入れるとともに、多様な選択科目を通して、生徒の自己理解及びキャリア形成を図る教育活動を推進している。一方、学習指導要領により、普通科においては学校設定科目等に係る修得単位数に上限が定められていることから、同校が目指す柔軟な教育課程編成には一定の制約がある。
- (2) (1)に対応するため、沖縄県立真和志高等学校の学科を改編し、及び通学区域に係る規定を整理する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条
- (2) 沖縄県立高等学校管理規則第6条

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立真和志高等学校の項中 「普通科
みらい福祉科」を 「みらい福祉科
総合学科」に改める。

(沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「真和志高等学校普通科クリエイティブアーツコース、」を削る。

別表第1 中頭学区の項中「嘉手納高等学校」を削り、同表那覇学区の項を次のように改める。

那覇学区	西原高等学校 浦添高等学校 那覇国際高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 那覇高等学校 小禄高等学校 那覇西高等学校	西原町、浦添市、那覇市	西原高等学校の通学区域に中城村及び宜野湾市立嘉数中学校区域を加える。 首里及び首里東高等学校の通学区域に南風原町を加える。 那覇、小禄及び那覇西高等学校の通学区域に豊見城市を加える。
------	--	-------------	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条（別表第1 中頭学区の項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 沖縄県立真和志高等学校の普通科は、改正後の沖縄県立高等学校管理規則別表第1の規定にかかわらず、令和11年3月31日までの間、なお存続するものとする。

3 前項の規定により、なお存続するものとされる沖縄県立真和志高等学校の普通科の通学区域については、なお従前の例による。

規則案の概要説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 沖縄県立真和志高等学校においては、地域との連携や体験的な学習活動を取り入れるとともに、多様な選択科目を通して、生徒の自己理解及びキャリア形成を図る教育活動を推進している。一方、学習指導要領により、普通科においては学校設定科目等に係る修得単位数に上限が定められていることから、同校が目指す柔軟な教育課程編成には一定の制約がある。
- (2) (1)に対応するため、沖縄県立真和志高等学校の学科を改編し、及び通学区域に係る規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）を次のように改める。＜第1条＞
沖縄県立真和志高等学校の普通科を総合学科に改編する。（別表第1関係）
- (2) 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）を次のように改める。＜第2条＞
ア 真和志高等学校普通科クリエイティブアーツコースを削る。（第2条関係）
イ 普通科の学区から真和志高等学校を削る。（別表第1関係）
ウ その他所要の改正を行う。（別表第1関係）
- (3) この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、(2)ウは公布の日から施行する。（附則第1項）
- (4) この規則の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第2項及び第3項）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条
- (2) 沖縄県立高等学校管理規則第6条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第 1 条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表											
改 正 案						現 行					
(趣旨)						(趣旨)					
第 1 条（略）						第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。					
(名称、位置等)						(名称、位置等)					
第 3 条（略）						第 3 条 学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科は、別表第 1 に定めるところによる。					
別表第 1（第 3 条関係）						別表第 1（第 3 条関係）					
名称	位置	科	課程	修業年限	学科	名称	位置	科	課程	修業年限	学科
沖縄県立 真和志高等学校	那覇市字真地		全日制	三年	<u>みらい福祉科 総合学科</u>	沖縄県立 真和志高等学校	那覇市字真地		全日制	三年	<u>普通科 みらい福祉科</u>

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表																					
改 正 案		現 行																			
(趣旨)		(趣旨)																			
第1条（略）		第1条 この規則は、沖縄県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。																			
(学区)		(学区)																			
第2条 全日制の課程の普通科（ <u>小緑高等学校普通科芸術教養コース及び南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。</u> ）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。		第2条 全日制の課程の普通科（ <u>真和志高等学校普通科クリエイティブアーツコース、小緑高等学校普通科芸術教養コース及び南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。</u> ）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。																			
2（略）		2 高等学校の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に係る全日制の課程の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。																			
3（略）		3 全日制の課程の普通科以外の学科の学区は、県全域とする。																			
別表第1 全日制の課程の普通科の学区（第2条関係）		別表第1 全日制の課程の普通科の学区（第2条関係）																			
<table><tr><th>学区名</th><th>高等学校名</th><th>区域</th></tr><tr><td>中頭学区</td><td>石川高等学校 前原高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 美里高等学校 コザ高等学校 北中城高等学校 北谷高等学校 普天間高等学校 宜野湾高等学校</td><td>うるま市、 嘉手納町、 北谷町、 北中城村、 野湾市、 中城村 恩納村、 読谷村、 沖縄市、 野湾市、 中城村 石川高等学校の通学区域に 金武町立嘉芸小学校区域を 加える。 宜野湾高等学校の通学区域 に浦添市立港川中学校区域 を加える。</td></tr><tr><td>那覇学区</td><td>西原高等学校</td><td>西原町、浦添市、那</td></tr></table>		学区名	高等学校名	区域	中頭学区	石川高等学校 前原高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 美里高等学校 コザ高等学校 北中城高等学校 北谷高等学校 普天間高等学校 宜野湾高等学校	うるま市、 嘉手納町、 北谷町、 北中城村、 野湾市、 中城村 恩納村、 読谷村、 沖縄市、 野湾市、 中城村 石川高等学校の通学区域に 金武町立嘉芸小学校区域を 加える。 宜野湾高等学校の通学区域 に浦添市立港川中学校区域 を加える。	那覇学区	西原高等学校	西原町、浦添市、那	<table><tr><th>学区名</th><th>高等学校名</th><th>区域</th></tr><tr><td>中頭学区</td><td>石川高等学校 前原高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 美里高等学校 コザ高等学校 北中城高等学校 北谷高等学校 普天間高等学校 宜野湾高等学校</td><td>うるま市、 嘉手納町、 北谷町、 北中城村、 野湾市、 中城村 恩納村、 読谷村、 沖縄市、 野湾市、 中城村 石川高等学校の通学区域に 金武町立嘉芸小学校区域を 加える。 宜野湾高等学校の通学区域 に浦添市立港川中学校区域 を加える。</td></tr><tr><td>那覇学区</td><td>西原高等学校</td><td>西原町、浦添市、那</td></tr></table>		学区名	高等学校名	区域	中頭学区	石川高等学校 前原高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 美里高等学校 コザ高等学校 北中城高等学校 北谷高等学校 普天間高等学校 宜野湾高等学校	うるま市、 嘉手納町、 北谷町、 北中城村、 野湾市、 中城村 恩納村、 読谷村、 沖縄市、 野湾市、 中城村 石川高等学校の通学区域に 金武町立嘉芸小学校区域を 加える。 宜野湾高等学校の通学区域 に浦添市立港川中学校区域 を加える。	那覇学区	西原高等学校	西原町、浦添市、那
学区名	高等学校名	区域																			
中頭学区	石川高等学校 前原高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 美里高等学校 コザ高等学校 北中城高等学校 北谷高等学校 普天間高等学校 宜野湾高等学校	うるま市、 嘉手納町、 北谷町、 北中城村、 野湾市、 中城村 恩納村、 読谷村、 沖縄市、 野湾市、 中城村 石川高等学校の通学区域に 金武町立嘉芸小学校区域を 加える。 宜野湾高等学校の通学区域 に浦添市立港川中学校区域 を加える。																			
那覇学区	西原高等学校	西原町、浦添市、那																			
学区名	高等学校名	区域																			
中頭学区	石川高等学校 前原高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 美里高等学校 コザ高等学校 北中城高等学校 北谷高等学校 普天間高等学校 宜野湾高等学校	うるま市、 嘉手納町、 北谷町、 北中城村、 野湾市、 中城村 恩納村、 読谷村、 沖縄市、 野湾市、 中城村 石川高等学校の通学区域に 金武町立嘉芸小学校区域を 加える。 宜野湾高等学校の通学区域 に浦添市立港川中学校区域 を加える。																			
那覇学区	西原高等学校	西原町、浦添市、那																			

	浦添高等学校 那覇国際高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 (削る) 那覇高等学校 小禄高等学校 那覇西高等学校	覇市	に中城村及び宜野湾市立 嘉数中学校区域を加える。 首里、首里東及び真和志 高等学校の通学区域に南風 原町を加える。 那覇、小禄及び那覇西高等 学校の通学区域に豊見城市 を加える。

	浦添高等学校 那覇国際高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 真和志高等学校 那覇高等学校 小禄高等学校 那覇西高等学校	覇市	に中城村及び宜野湾市立 嘉数中学校区域を加える。 首里及び首里東 高等学校の通学区域に南風 原町を加える。 那覇、小禄及び那覇西高等 学校の通学区域に豊見城市 を加える。

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第百六十二号)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 (略)

○沖縄県立高等学校管理規則 (平成12年教育委員会規則第7号)

(通学区域)

第6条 学校の通学区域は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則 (平成16年沖縄県教育委員会規則第7号) の定めるところによる。